



# 米国のIR事情: FERPAとRegistrarについて

〇藤原 宏司 a・浅野 茂 a・山本 幸一 b

2019.8.22

大学評価・IR担当者集会2019 (於:神戸大学) [R24] IR実務担当者セッション

a山形大学 b明治大学

#### はじめに

- 米国の大学では 「データは大学のもの」という考え方が一般的
  - Luna & Pearson (2003);藤原・大野(2015)
- その要因の一つが 「FERPA」と呼ばれる米国連邦法なのでは?
- → 米国の大学へ訪問調査\*
  - \*平成29年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)基盤研究(C) 「IR を活かす学内データ管理に関する研究:統合型データベース構築への第一歩として」 (課題番号:17K04603,研究代表者:藤原宏司,研究分担者:浅野茂,研究協力者:山本幸一)



# 訪問調査先

大学名	お会いした人
University of South Florida St. Petersburg	学長, 教育担当副学長, レジストラー, IR室長, IE室長, 国際交流室長
University of South Florida Tampa	教育担当副学長補佐, IR室長
University of Tampa	学部長, IR室長
North Dakota State University	プロボスト, レジストラー, EM室長
Bemidji State University	プロボスト,教育担当副学長補佐,教育・学生支援担当局長,レジストラー, 学部長(全学部), IR室長
Indiana University-Purdue University Indianapolis	レジストラー(機構), IT部門長 (機構), IR室長, IE室長

#### 調査から分かってきたこと

- ① 学内データは、統合型DBで管理されている
- ② 米国のIR担当者は、 業務上必要とするデータにアクセスできる
  - その際、学生や部署・部局の許可や同意は必要ない
- ③ その根拠の一つが<mark>「FERPA」</mark>という連邦法
  - 教育機関の関係者は、正当な理由があれば 必要とするデータにアクセスできる
- ④ 「FERPA」運用や、学生の入学から学位授与に至るプロセスの 管理、さらに学生や教育の情報を公式に統括する責任者が 「Registrar (レジストラー)」

#### FERPA (1974) とは

# Family Educational Rights and Privacy Act (家族教育権とプライバシー法)

- 教育情報の公開、アクセス、保持等について、 教育機関が守るべきルールを規定
- 米国教育省から"何らかの援助"を得ている 教育機関は、FERPAを遵守する義務がある

#### FERPAの目的

- 1. 学生の教育情報を保護する
- 2. 学生の教育情報を確認・修正できる権利を保証する
  - a. 保護者の権利 → 学生個人の権利 (18歳 or 大学生になると、権利が子供へ移る)
  - b. 誤った教育情報は、 正しい手続きを経て修正できる

#### 【FYI】FERPAが保護している学生の権利

- 1. FERPAによって保護されている権利について説明を受ける権利 (教育機関の義務、毎年)
- 2. 教育機関が保持している、自分に関する<mark>教育情報</mark>を確認する権利
- 3. 不正確な教育情報に関して、修正を求める権利
- 4. <mark>個人を特定できる情報</mark>(Personally Identifiable Information; PII)の公開に同意する権利
- 5. 教育機関が公開している自分のディレクトリ情報に対して、 その公開を取りやめさせる権利
- 6. 教育機関がどのように学生の教育情報を取り扱っているかを 知る権利
- 7. FERPA遵守に関する苦情を教育省に訴える権利

#### 基本的には在学している学生が対象



# 教育情報(Education Records)とは

教育機関が保持している、特定の学生に直結する情報

#### 教育情報の例

- 名前
- 学生番号
- ・メールアドレス
- クラス名簿
- 成績情報
- 資格試験の結果

#### 教育情報ではない情報の例

- 診療情報
- (入学しなかった)受験者の情報
- 家計情報
- 同窓生情報
- 集計データ



#### FERPAが規定する情報カテゴリ

# 教育情報

教育機関が保持している、特定の学生に直結する情報

#### ディレクトリ情報

- 学生の同意書なしに 学内外へ公開できる 情報
- 各教育機関が定義する

#### 特定個人情報(PII)

学内外への公開に際して、学生の同意書が必要な情報

Registrarの職務

## ディレクトリ情報とは

■ 教育情報のうち、学生のプライバシーに深刻な影響を 与えるものではないと見なされる情報

(例)・名前

住所

- 電話番号
- ・メールアドレス ・ 入学年月日
- 所属/専攻

学年

- 所属クラブ
- 学位

#### 注意

- どの情報を「ディレクトリ情報」とするのかは、 教育機関が決める → Registrar
- 学生は、自分に関するディレクトリ情報の公開を制限できる
- ディレクトリ情報ではない情報が、特定個人情報(PII)

#### 特定個人情報(PII)とは

■ 公開された場合、 プライバシーの侵害と捉えられる情報

#### (例)

学生番号

SSN

成績

**GPA** 

- 時間割(現在)
- ・人種

性別

- 誕生日(年齢) ・ 国籍

宗教

両親

· 写真

結婚状態

・子供の有無

#### FERPA: 誰が教育情報にアクセスできるのか

- 1. 学生自身
- 2. 学生が許可した者(同意書が必要)
- 3. 両親(例外あり)
- 4. 正当な理由がある教育機関の関係者
  - > IR担当者や大学と契約している業者は、 教育機関の関係者と見なされる
- 5. 裁判所によって認められた者

#### 正当な理由とは?

- 重要なキーワード
  - Legitimate need to know
  - Legitimate educational interest
- → 教育機関の関係者は、 教育改善や大学改善等の「業務」に必要な場合、 必要とするデータへアクセスできる
- → データを入手した教育機関の関係者は、入手した データとプライバシーの保護に関して責任を負う (Ensure student data privacy requirements are met.)
  - ※ オンプレミスからクラウドへ

#### 正当な理由の有無:誰が判断する?

- 正当な理由の有無は大学が判断する
  - 責任者: Registrar
  - 論文作成等の研究目的や興味ベースの場合は、 正当な理由が有るとは見なされない
    - ※ 研究を目的として教育情報を入手するには、 学生の同意書が必要
    - ※ さらに、IRBの審査が必要(Institutional Review Board)

# Registrarとは?

- 「Office of the Registrar」や 「Records Office」と呼ばれる部署の長
  - 給与レベル(pay grade):一般の教授ランク以上
  - 必要な学位:修士以上(大規模大学では博士号必須)

#### 代表的な権限

- 学位授与の承認 学位記に学長等と並んで 「Registrar」のサインを記している大学もある
- 教育情報の確定・修正
- ・ 教育情報へのアクセス権付与

# Registrar & Diploma



写真やビデオ撮影はご遠慮ください。

#### Records Office の役割

- a. 時間割 & 教室配当の決定
- b. 履修登録科目の受理・認定
- c. 学生便覧管理・作成・決定
- d. 卒業要件が満たされていることを保証(卒業者の決定)
- e. 卒業式の運営
- f. 教育情報(学生、学籍・成績情報等)の管理、運用方法の決定
- g. 成績証明書や卒業証明書の発行
- h. FERPAトレーニングの実施
- i. FERPA等の法令要件が満たされていることを保証 (学生のプライバシーが守られているか等も)
- j. 他部署と連携して認証評価等へ対応
- ※ 単一の部署で、全学部+大学院に関する上記の役割を担当



#### 山形大学IR担当者としての悩み

■ データは入手できる

#### 根拠

- IRシステムマネジメント規程
- ・ IR情報データベースに係る情報保護管理規程
- ※ 入手したデータや「<mark>プライバシーの保護」</mark>は IRの責任となる
- 悩み:このデータって提供しても良いの??
  - 集計結果:OK
  - PII系データ:???

# What would you do if ~

#### 架空のデータリクエスト例:

英語教育の効果検証を行い教育改善に役立てるため、以下のデータリストを提供して欲しい。

データ項目	
・名前	・英語Iの成績
• 学生番号	・ 英語IIの成績
・ センター試験(英語)	• TOEIC
<ul><li>センター試験(国語)</li></ul>	

#### 米国のIR担当者

- データを提供できる
- 不安だったら、 Registrarに確認

#### 日本のIR担当者

. ???

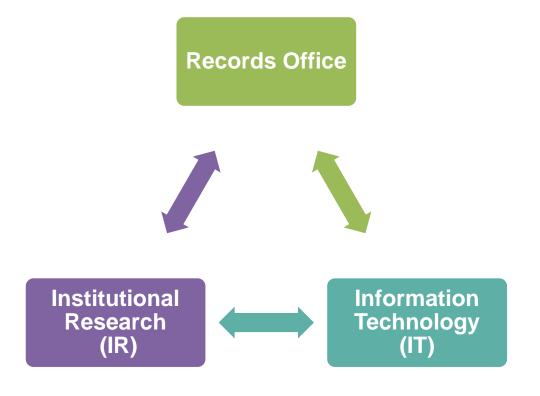
## まとめとして(1)

- 米国のIR担当者は、 業務上必要とするデータにアクセスできる
  - その根拠の一つが「FERPA」
- 米国の大学における 教育情報関連の責任者が「Registrar」
  - IR担当者は、判断が難しいデータリクエストへの 対応について、「Registrar」に相談できる
  - 教育情報に関するデータ提供の可否は、 最終的に「Registrar」が決める
  - ・ より詳しい情報は、AACRAO\*に参加して勉強してきます



## まとめとして(2)

■ 米国の大学におけるデータの取り扱い



- Records Office データの取り扱いについて 規定する部署
- IR Officeデータを分析する部署
- IT Officeデータを統合的に管理・保護する部署

# THANK YOU!

# ANY QUESTIONS, COMMENTS OR SUGGESTIONS?

藤原 宏司 | Koji Fujiwara, Ph.D.

kfujiwara@cc.yamagata-u.ac.jp

